

宮城県グリーン製品認定申請に当たっての 『よくある間違い集』



- 本資料は、過去の事例から、申請に当たっての「よくある間違い」をまとめたものです。
- 申請書類に不備があると、再取得するために追加費用がかかる場合もあります。
- 申請書類を準備する前に、ぜひご一読ください。

■よくある間違い

【例1】

更新申請だが、申請製品の「サンプル」と「写真」を提出した。

■回答

<申請製品のサンプルについて>

- ・更新申請の場合、原則としてサンプルの提出は不要です。
- ・ただし、新規申請の場合は、提出が必要となります(審査終了後に返却します)。

<写真について>

- ・更新申請で、申請製品の変更等がない場合は、原則として写真の提出は不要です。
- ・ただし、新規申請の場合は、提出が必要となります。

■よくある間違い

【例2】

宮城県外に本社があるが、添付書類3「宮城県内の事業所の地方税法に基づく法人設置届出書、又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し」として、納税証明書を準備した。納税証明書には県外の住所が記載されていたが、そのまま提出した。

■回答

- ・添付書類3は、宮城県内に事業所があることを客観的に証明できる書類を提出してください。

(解説)

- ・納税証明書には本社の住所が記載されることが多いため、県内に本社がある事業者は、多くの場合、納税証明書により県内事業所の所在を確認できます。
- ・一方、県外に本社がある事業者の場合、納税証明書では県内事業所の住所を確認できないため、法人設置届出書の写し等、県内に事業所があることを客観的に確認できる書類を提出していただく場合があります。
- ・何を提出すべきかご不明な場合は、事前に県のグリーン製品担当へお問い合わせください。

■よくある間違い

【例3】

参考様式1「私(当社)は、〇〇年〇〇月1日以降に～」参考様式5「私(当社)は、下記1の者が、〇〇年〇〇月1日以降に～」の欄に、前回申請時と同じ年月日を記入した。

■回答

- ・今回の更新期間の初日から5年前の日付を記入してください。

(解説)

- ・「認定申請に係る申請期間の初日の5年前の日」(グリーン購入促進条例施行規則第5条1項)を記載します。

例:令和8年前期に申請する場合…「令和3年4月1日以降」
令和9年後期に申請する場合…「令和4年4月1日以降」
令和10年前期に申請する場合…「令和5年4月1日以降」

■よくある間違い

【例4】

申請製品の製造(加工)委託先があるので、参考様式5、6に加え、とりあえず参考様式7も提出した。

■回答

- ・製造(加工)委託先が、申請製品の製造(加工)にあたり、廃棄物処理法に基づく必要な許可(処分業など)を持っている場合は、参考様式7を作成してください。これに該当がなければ、参考様式7の提出は不要です。

■よくある間違い

【例5】

3年前に第三者機関で取得した、原材料の有害物質試験結果を提出した。

■回答

- ・1年以内に第三者の検査機関で実施した試験結果の写しを提出してください。
- ・申請製品の種類によって、「原材料の段階」で分析するのか、「最終製品の段階」で分析するのかが異なります。そのため、申請製品に適用される「有害物質に関する基準」を確認してください。
- ・ご不明な場合は、第三者の試験検査を発注等する前に、県のグリーン製品担当へお問い合わせください。

(解説)

例:再生加熱アスファルト混合物や再生路盤材の場合…製品で分析

(エコマーク商品類型 No.131 分類 F(17)(18)「製品中の有害物質の…基準に適合すること。」より)

例:製品類型1に該当する植物生育基盤材…製品で分析

(グリーン製品認定基準 有害物質に関する基準「1 製品について、土壌の汚染に係る環境基準別表に掲げる基準及び土壌汚染対策法施行規則別表第5に掲げる基準に適合していること。」より)

例:製品類型2に該当する建設汚泥処理土…原材料で分析

(宮城県建設汚泥再生利用指針第4 「(1)建設汚泥について、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を行い、土壌汚染対策法施行規則別表第4及び同別表第5に掲げる各特定有害物質ごとの要件(土壌溶出量基準及び土壌含有量基準)への適合状況を把握して有害性を評価すること。」より)

■よくある間違い

【例6】

関連業界規格に適合していることを証明するため、自社で実施した性能試験結果を提出した。

■回答

- ・1年以内に第三者の検査機関で実施した試験結果の写しを提出してください。
- ・なお、共同企業体が申請者となる場合、共同企業体の構成企業は第三者の検査機関には含まれませんので、ご注意ください。

■よくある間違い

【例7】

性能試験適合証明として、3年前に第三者機関で実施した性能試験結果を提出した。

■回答

- ・1年以内に第三者の検査機関で実施した試験結果の写しを提出してください。
- ・ただし、受注生産製品で、製造の都度試験を実施し、過去1年以上受注実績がないものについては、過去最後に実施した試験結果の提出も可能です。

■よくある間違い

【例8】

循環資源の発生場所を証する書類として、上位10社分のマニフェストを提出した。

■回答

- ・循環資源の仕入れ元が多数ある場合は、上位3社分の証明書類を提出してください。

■よくある間違い

【例9】

第三者機関で取得した、原材料の放射性物質試験結果を提出した。

■回答

- ・1年以内に第三者の検査機関で実施した、最終製品の検査結果の写しを提出してください。
- ・ただし、大型の土木造園資材や建築資材、家具類等、最終製品の状態で分析することが難しく、且つ原材料の切断・破碎・組み立て等の加工のみを行って(=他の原材料と混錬・混合せずに)最終製品とする製品については、原材料の検査結果の提出も可能です。

■よくある間違い

【例10】

各申請書式の宛先に「宮城県知事 殿」との記載があったので、宮城県知事の氏名の記載は不要と考え、そのまま提出した。

■回答

- ・宮城県知事の氏名も記載してください。
- ・令和8年4月1日現在は、「宮城県知事 村井 嘉浩 殿」と記載してください。

■よくある間違い

【例11】

前回更新時の提出書類を、特に分類したりまとめたりせずに一つ一つ PDF で提出した。または、全ての書類を一つの PDF にまとめて提出した。

■回答

- ・様式第2号第4面にある「添付書類等チェックリスト」の各項目に対応する書類ごとに区分して整理し、該当項目の番号及び書類名を付して提出してください。